

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ（概要）

～ 学校と地域が協働する新しい時代の学びの日常に向けた 対話と信頼に基づく学校運営の実現 ～

令和4年3月14日

経緯:平成29年の地教行法改正法附則において、施行後5年を目途として、学校運営協議会の活動の充実・設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加えることとされている

1. コミュニティ・スクールに関する現状 2. コミュニティ・スクールの成果と課題

- コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みとして、平成16年の地教行法の改正により制度化
- 平成29年の地教行法改正により、学校運営協議会の設置が各教育委員会の努力義務化
- 平成29年改正法により、導入数は飛躍的に増加（令和3年5月時点で11,856校（全国の公立学校の33.3%）が導入）
- 教育課程や働き方改革等学校運営に大きな効果、コロナ禍において地域との連携・協働による学校運営の重要性を一層認識
- 導入状況の自治体間・学校種間格差や、導入したものの十分な協議がなされず形式的な学校運営協議会になっている事例



3. これからのコミュニティ・スクールの在り方

- 現行の制度（学校運営の基本方針の承認等3つの権限、教育委員会の努力義務等） → 現行制度下において導入数の飛躍的な伸びや学校運営への多大な効果
- 導入促進上の課題や運営上の課題（類似の仕組みとの混同、形式的な会議、学校支援活動との混同等） → 関係者の更なる理解促進が必要

【これからのコミュニティ・スクールの在り方】

関係者の十分な理解と相互の信頼関係の中で、教育長のリーダーシップの下、教育委員会が主体的・計画的にすべての学校へのコミュニティ・スクールの導入を加速し、国はその取組を支援。地域との連携・協働により、対話と信頼に基づく学校運営を実現

【取組の方向性】

(1) コミュニティ・スクールの導入促進

- 教育委員会による導入計画の策定
- 国や都道府県等の丁寧な説明等により、類似の仕組みからの段階的な移行を促進
- 高校、特別支援学校、幼稚園等においても、学校種の特性を踏まえつつ導入を推進

(2) コミュニティ・スクールの質的向上

- 学校と地域をつなぐ総合的な企画・調整役を担う地域学校協働活動推進員の配置促進・機能強化
- 都道府県教育委員会のアドバイザーの配置等、教育委員会の伴走支援体制の構築
- 適切かつ多様な学校運営協議会委員の人選

(3) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- 両取組の相乗的な連携・協働の推進
- 学校と地域が連携・協働した教育活動により、放課後等の学習支援等、多様な課題への対応を推進
- 子供たちの地域社会への参画や大人の学び等、地域課題解決のプラットフォームとしての活用

4. コミュニティ・スクール推進のための国の方策

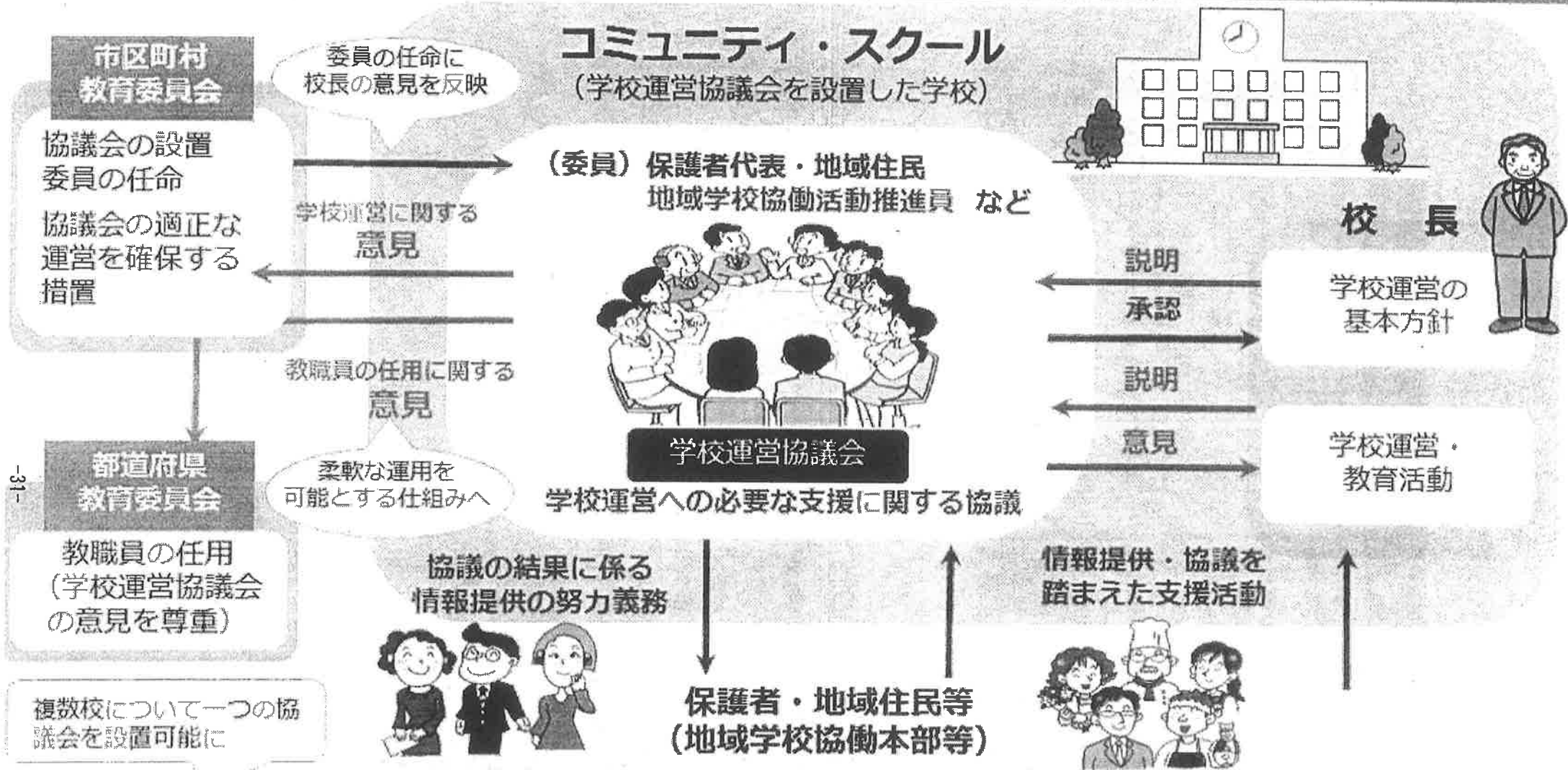
- 教育委員会の主体的・計画的な取組、活動への支援（地域学校協働活動推進員の配置促進・常駐的な活動の支援、教育活動充実のための支援等）
- 教育委員会の伴走支援体制構築の支援（都道府県教育委員会へのアドバイザーの配置促進、CSマイスターの派遣等によるプッシュ型支援、研修支援等）
- コミュニティ・スクールに関わる関係者の理解促進（教育長・首長の理解促進、フォーラム・広報の実施、コミュニティ・スクールの実態把握等） など

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会の実現

信州型CSと国CSの比較

| | 信州型CS | 国CS |
|------|---|---|
| 主な役割 | <p>学校運営委員会</p> <p>①学校運営への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目指す子ども像や学校運営について話し合う <p>②協働活動（学校支援）</p> <p>③学校関係者評価</p> | <p>学校運営協議会</p> <p>○学校運営への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校運営の基本方針を承認 ・ 学校運営について協議し、意見を述べる ・ 学校運営に必要な支援についても協議 ・ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べることができる |
| 委員 | 校長が任命（教育委員会が任命する場合もある） | 教育委員会が委嘱（校長が委員について意見を述べることができる） |
| 委員構成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民（自治体・公民館・学校支援団体等の代表等） ・ 保護者 ・ コーディネーター ・ 校長 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民（自治体・公民館・学校支援団体等の代表等） ・ 保護者 ・ 地域学校協働活動推進委員 ・ 校長 等 |
| 根拠法令 | なし | 地教行法第47条の5関係 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校運営参画と協働活動を一体的に推進 ・ 年複数回委員会を開催する | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会規則の制定が必要 ・ 委員報酬の予算確保が必要 ・ 地域学校協働活動の一体的推進を推奨 |

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み

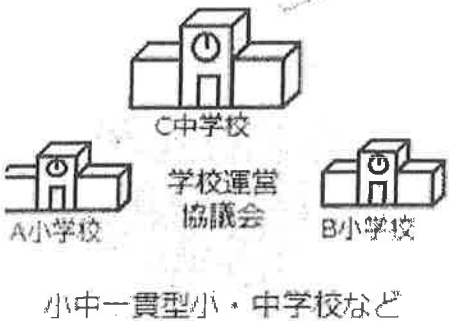


<学校運営協議会の主な役割>

地教行法第四十七条の五

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができること



信州型コミュニティスクール（信州型CS）

信州型CSを充実させた仕組み例

